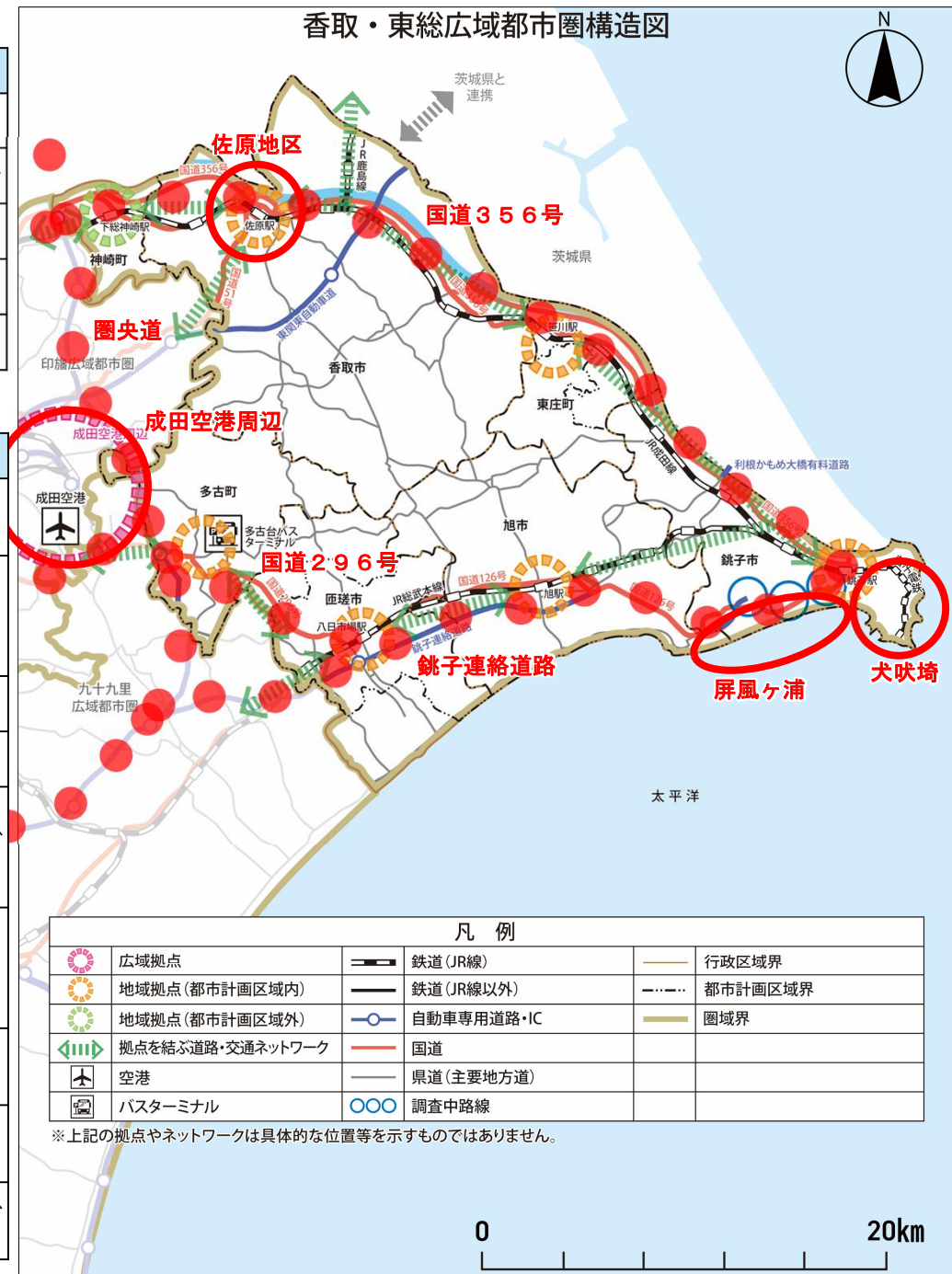


1 香取・東総広域都市圏の都市計画の目標

事 項	主 な 内 容
圏域全体	・ 成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成や、くらしの拠点となる地域づくりの推進 ・ 広域的な人・モノ・財の流れの拡大、産業振興やまちづくりの推進
居 住	・ 銚子駅、旭駅、八日市場駅、佐原駅、下総神崎駅、笹川駅周辺や多古台バスターミナル周辺における、 <u>地域拠点としての日常生活サービスの集積</u>
産 業	・ 銚子連絡道路や国道296号、国道356号など、各拠点を結ぶ主要な国道・県道の整備推進 ・ <u>インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、既存工業団地隣接区域等における新たな産業集積の促進</u>
災 害	・ 銚子連絡道路の整備、圏央道の4車線化の促進など災害に強い道路ネットワークの整備促進 ・ 利根川流域などにおける、流域治水プロジェクトの主旨に基づいた適正な土地利用の規制・誘導
自然的環境	・ 犬吠埼や屏風ヶ浦などの多様な地形、北総台地の豊かな自然、太平洋や利根川などの水辺空間や都市公園等の保全・活用

2 香取・東総広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針

事 項	主 な 内 容
(1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針	・ 成田空港周辺地域における、空港拡張事業に伴う人口増加の受け皿としての、 <u>地域特性を生かした良好な住環境整備</u>
②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針	・ 成田空港周辺における、国際航空物流、精密機器関係分野、航空宇宙関係分野、健康医療関係分野、農業関係分野、観光関係分野産業などを集積した、 <u>国際的な産業拠点の形成</u> ・ 犬吠埼、屏風ヶ浦などの自然景観、佐原地区などの歴史的な町並み、道の駅などの観光資源を活用した <u>まちづくり</u>
③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針	・ 銚子連絡道路の整備、圏央道の4車線化の促進など災害に強い道路ネットワークの整備促進
④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針	・ 犬吠埼や屏風ヶ浦などの多様な地形や北総台地の豊かな自然、太平洋や利根川などの豊かな水辺空間や都市緑地等の保全・活用
⑤世界をリードする空港都市圏の形成に関する方針	・ SORATO NRT エアポートシティ構想を踏まえ、成田空港の特徴や強みを生かした産業分野の集積、魅力的な居住環境や景観形成、自動運転など新たな交通モードの導入も視野に入れた効率的な公共交通、北千葉道路など広域的幹線道路ネットワークの形成、国際的な防災拠点の確立など、世界をリードする空港都市圏の形成
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 成田空港を核とする国際的な産業拠点の形成、漁港周辺における加工や流通・販売等の関連産業の集積、成田空港の拡張事業等による雇用増の受け皿として必要な居住の場の創出 ・ インターチェンジ周辺や幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域などにおける、産業系土地利用などの適切な誘導
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 成田空港の拡張事業の効果を県内全域に波及させる圏央道の4車線化など、広域的な幹線道路ネットワークの整備促進、国道・県道、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 鉄道駅周辺やバスターミナル周辺、成田空港周辺地域などにおける、市街地再開発事業や土地区画整理事業等による良好な住宅地整備、商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	・ 太平洋や利根川などの水辺空間や犬吠埼、屏風ヶ浦などの多様な地形、市街地内に整備された都市公園等の保全・活用、緑と水辺のネットワークの形成



§ 2 各都市計画区域の都市づくりの目標（計6区域）

【香取都市計画区域】

<基本理念>

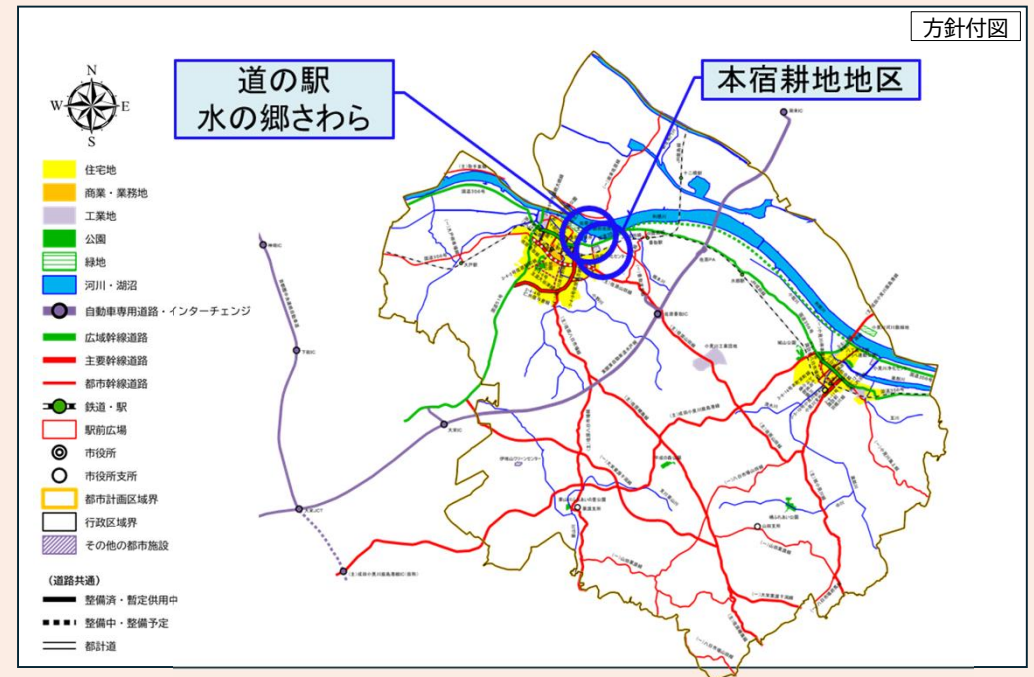
- 産業・経済の振興 ～産業の活性化により、まちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～
- 生活・環境の向上 ～水と緑のやすらぎを感じ、安全・安心に暮らせるまちを創る～
- 健康・福祉の充実 ～支え合い、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～
- 教育・文化の振興 ～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～
- 都市基盤の整備 ～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～
- 住民参画・行政の取組 ～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・佐原駅及び小見川駅周辺市街地における都市基盤施設の整備、未利用地の計画的宅地化の誘導、地区計画等による良好な居住環境の形成
都市施設	・3・3・1号粉名口津宮線における、3・4・8号佐原多古線までの早期拡幅整備および3・4・4号に井宿与倉線までの延伸整備
市街地開発事業	・本宿耕地地区における、道の駅水の郷さわらと連携した観光型商業施設や日常生活を支える商業施設と良好な居住環境の形成
自然的環境	・八丁面公園（くろべ運動公園）、洲岸第2公園（わんぱく公園）、粉名口児童公園の整備促進

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）



【東庄都市計画区域】

<基本理念>

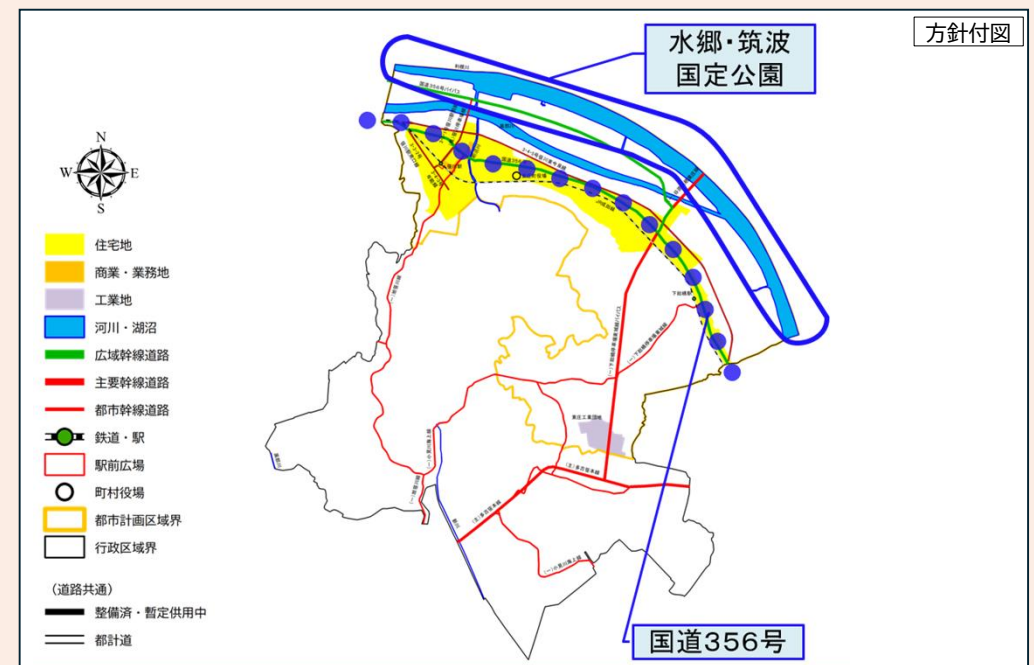
- 都市基盤の整備と快適な居住環境の形成
- 新たな自然と都市のふれあいの形成
- 自然的環境に配慮したまちづくりの形成
- 人々が安心して住み、災害に強いまちづくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・大新地区、坊別地区、 <u>国道356号沿道の住宅地における都市基盤施設の整備、未利用地の計画的宅地化への誘導による良好な居住環境の形成</u>
都市施設	・3・3・2号笹川駅南口線、3・4・3号年能線、3・4・5号笹川東今泉線の整備促進
市街地開発事業	—
自然的環境	・水郷・筑波国定公園区域に指定されている利根川一帯の保全・育成 ・南部丘陵地の森林や斜面緑地の保全・育成

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）



【多古都市計画区域】

<基本理念>

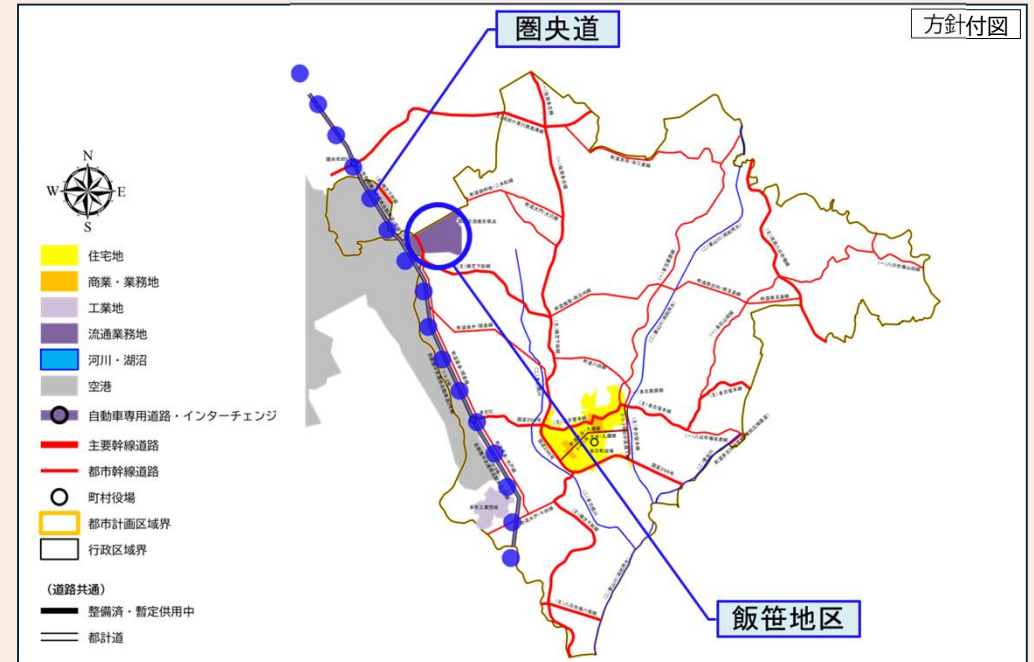
- ポテンシャルを生かした多様な産業振興による活気のあるまちづくり
- 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- 豊かな自然を守り、本区域固有の歴史・伝統を生かした、美しく魅力あるまちづくり
- 地域の特性を生かした多様な主体によるまちづくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・多古地区の歴史的な市街地環境の保全と都市基盤整備 ・圏央道多古インターチェンジや飯笹（鷹ノ巣）地区周辺などにおける、計画的な産業機能の誘致
都市施設	・<u>1・3・1号首都圏中央連絡自動車道1号線、1・3・2号首都圏中央連絡自動車道2号線、1・3・3号首都圏中央連絡自動車道3号線等の整備促進</u>
市街地開発事業	・<u>飯笹（鷹ノ巣）地区における都市基盤整備の促進、良好な市街地の整備</u>
自然的環境	・（仮称）空港眺望公園、（仮称）見晴らしの丘公園の整備促進

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）



【銚子都市計画区域】

<基本理念>

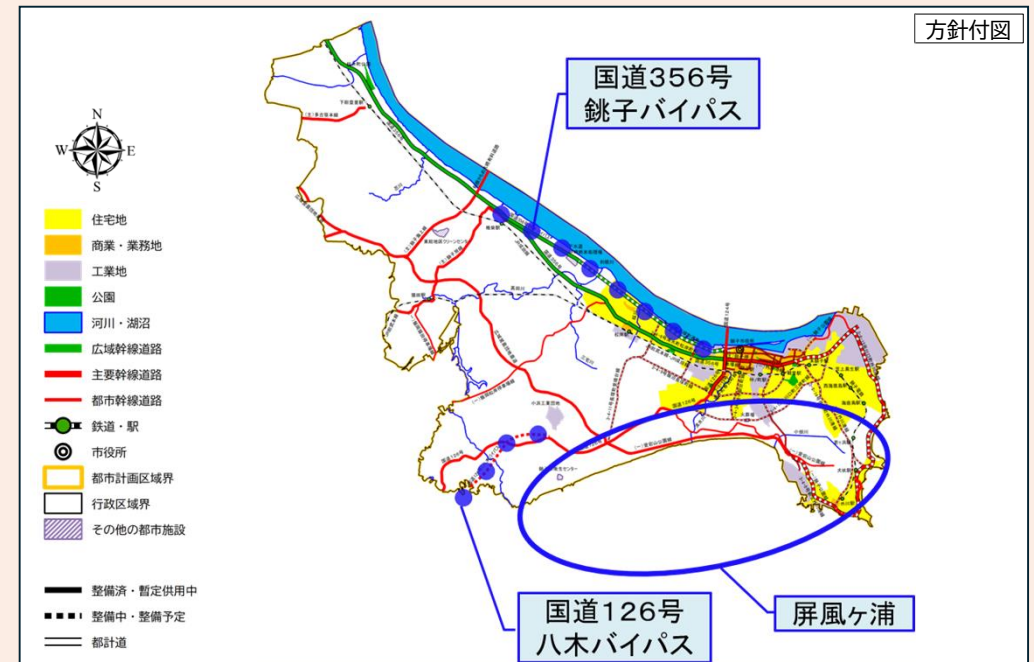
- 多彩な機能を生かした交流・連携による活力と魅力あふれるまち
- 愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心なまち
- 豊かな自然・観光資源等と調和した個性あるまち
- 協働によるまちづくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・小畑・笠上・愛宕地区等の未利用地における良好な住宅地の促進 ・豊里台地区における、地区計画等による土地利用の規制・誘導
都市施設	・<u>国道356号（銚子バイパス）及び国道126号（八木バイパス）の整備推進</u>
市街地開発事業	—
自然的環境	・水郷筑波国定公園内の松林、<u>屏風ヶ浦丘陵地自然公園内の林や緑地の保全・育成</u>

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）



【八日市場都市計画区域】

<基本理念>

- 誰もが安心して快適に暮らせる都市づくり
- さまざまな交流と地域の活力があふれる元気な都市づくり
- 緑・水の環境を保全し地域資源を生かした都市づくり
- 協働によるまちづくり

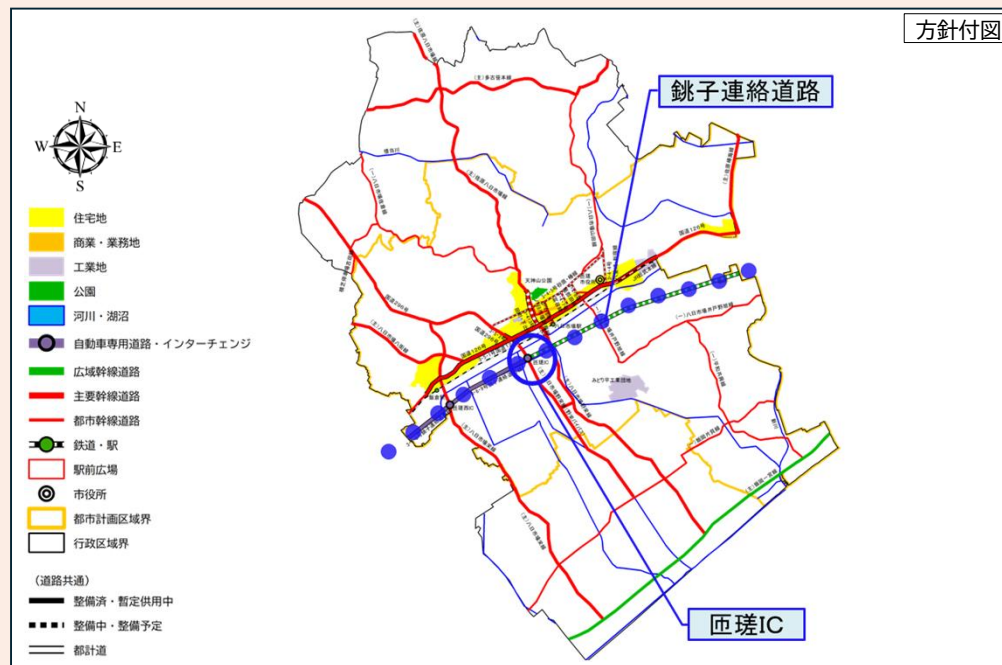
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・八日市場駅及び飯倉駅周辺における拠点整備と土地の高度利用 ・匝瑳インターチェンジ周辺等地区における、周辺環境と調和した工業・流通業務系の土地利用の誘導
都市施設	・銚子連絡道路の整備推進
市街地 開発事業	—
自然的環境	・県立九十九里自然公園内の松林の保全・育成 ・谷津田を抱える里山などの、歴史的、自然的環境の保全

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）

方針付図



【旭都市計画区域】

<基本理念>

- 地域間の繋がりを生かし、多様化する社会に対応した都市
- 住民が生き生きと健康に暮らすことのできる都市づくり
- 豊かな食文化を育む、農業、水産業などの地域産業の活性化を目指した都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市
- 自然や歴史、レクリエーション資源を活かした地域内外の交流のある都市づくり

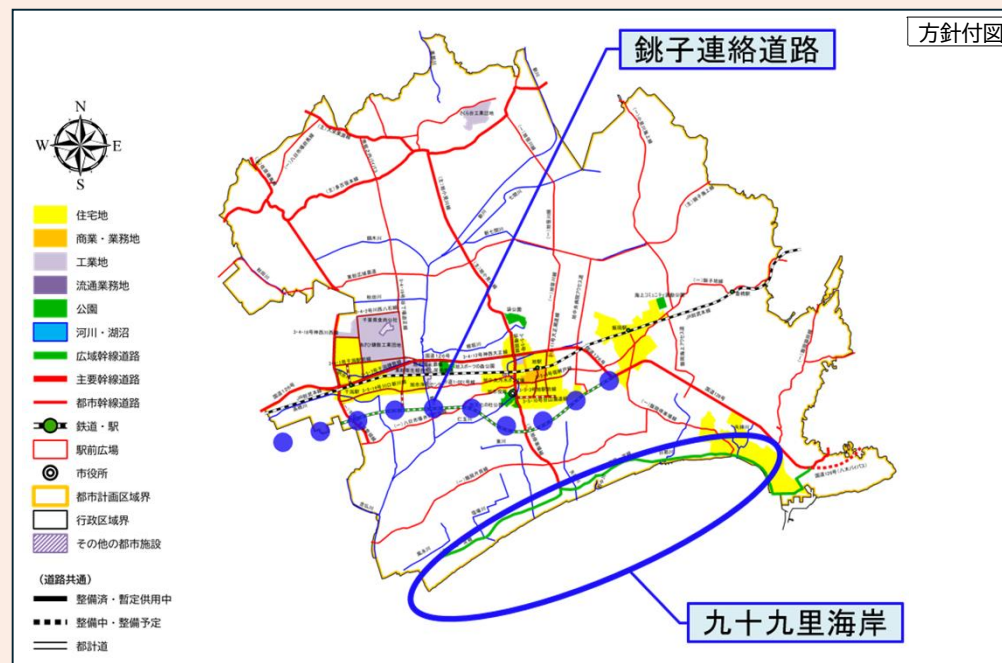
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・旭駅周辺地区における土地の高度利用、干潟駅周辺地区や飯岡駅周辺地区における日常的な商業・サービス施設の立地誘導
都市施設	・銚子連絡道路の整備推進 ・3・4・19号谷丁場遊正線等の整備促進
市街地 開発事業	—
自然的環境	・県立九十九里自然公園内の松林の保全・育成 ・九十九里海岸の保全、海浜レクリエーション地域としての機能充実

<区域区分の決定の有無及びその方針>

※区域区分を定めない（変更なし）

方針付図



香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見書の要旨及び意見に対する考え方

意見書 提出者	意見書の要旨	意見に対する考え方
【香取・東総】 A氏 (匝瑳市)	米倉区は高齢化が進み国道付近でも空家が増えている。現在の都市計画図は、まだ人口が多かった時代に作成されたもので、現在の状況に合っていない。国道から25m以上が第一種中高層住居専用地域に指定され、空家も利用されないままである。今後地域の活性化のために、第一種住居地域への規制緩和、もしくは国道から50mまでを緩和して欲しい。	今回の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、当該地区を含む国道126号沿道については、変更案において、新たに「後背地の土地利用に配慮しながら、沿道商業・業務施設等の立地・集積を図る。」方針としています。 用途地域等の個別の都市計画については、まちづくりの主体である地元市において検討され、住民の方々とも調整を図りながら適切に対応されるものと考えており、県としても市のまちづくりを支援してまいります。

都市計画法第 1 8 条第 1 項に係る意見照会結果及び意見に対する考え方

市町村	意見の内容		意見に対する考え方
銚子市	【修正案】 (P 5 9) 2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 <u>さらに、成田空港の拡張事業による効果を地域に波及させるため、地場産品の流通や広域的な観光などの産業の誘導を図る。</u>	【修正前】 (P 5 9) 2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針	・広域都市計画マスタープランは、都市計画区域を超えた広域的な考え方と都市計画区域内の考え方が一体的に構成されるものであり、ご意見の内容は広域的な考え方に含まれていることから、修正の必要はないと考えます。 ・なお、ご意見については、銚子都市計画区域における具体のまちづくりにあたり配慮していただくようお願いします。